

平成30年度 東日本高速道路株式会社 事業評価監視委員会

【事業評価対象事業一覧と
事業再評価における「重点」審議案件の選定について】

東日本高速道路(株)

平成30年12月10日

あなたに、ベスト・ウェイ。



平成30年度 事業評価対象事業一覧

【事業再評価】審議案件

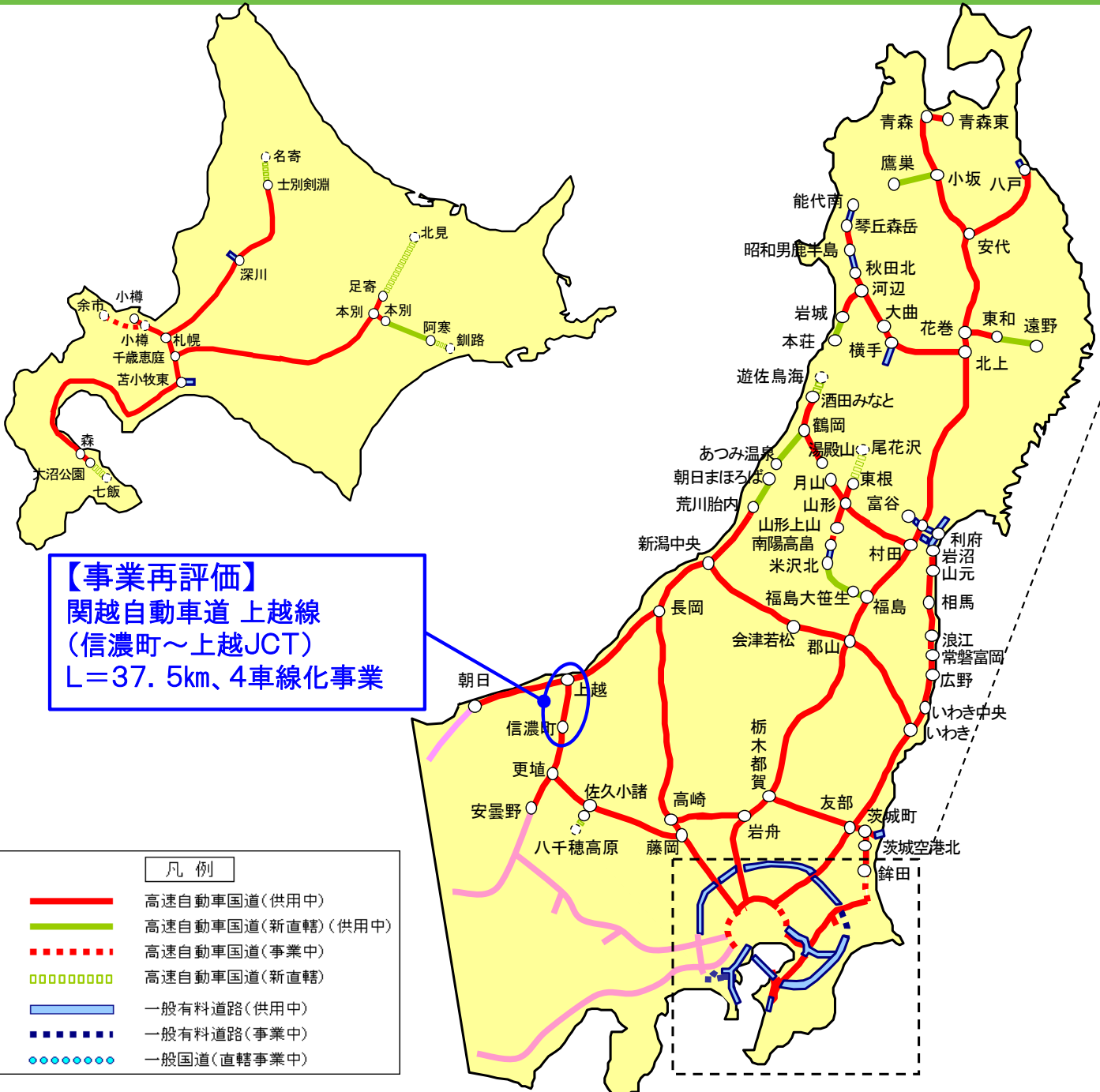
NO	路線名	区間	区分	延長	所在地	事業者	備考
1	関越自動車道 上越線	信濃町 ~ 上越JCT (4車線化)	高速自動車国道	37.5km	長野県・新潟県	NEXCO東日本	社会情勢変化等によるもの (事業費の大幅増)

【事業再評価】報告案件

※事業再評価案件として、国土交通省 事業評価部会において審議された案件

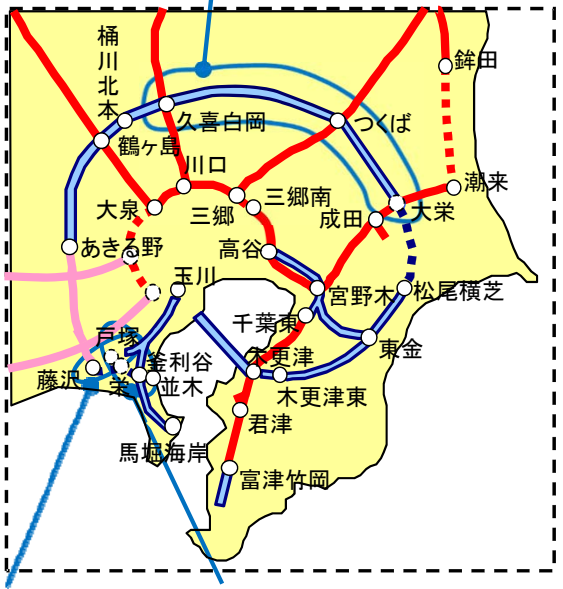
NO	路線名	区間	区分	延長	所在地	事業者	備考
1	一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道	久喜白岡JCT ~ 大栄JCT (4車線化)	一般国道	92.2km	埼玉県 茨城県 千葉県	国土交通省 NEXCO東日本	車線数の増(4車線化) 2018年3月16日実施

平成30年度 事業評価対象事業 位置図



【事業再評価】
 関越自動車道 上越線
 (信濃町～上越JCT)
 L=37.5km、4車線化事業

【事業再評価】
 ※国土交通省 事業評価部会にて審議
 首都圏中央連絡自動車道
 (久喜白岡JCT～大栄JCT)
 L=92.2km、4車線化事業



凡例	
	高速自動車国道(供用中)
	高速自動車国道(新直轄)(供用中)
	高速自動車国道(事業中)
	高速自動車国道(新直轄)
	一般有料道路(供用中)
	一般有料道路(事業中)
	一般国道(直轄事業中)

東日本高速道路(株)事業評価監視委員会審議方法

■審議方法

【委員会での審議の位置付け】

○東日本高速道路株式会社事業評価監視委員会運営要領

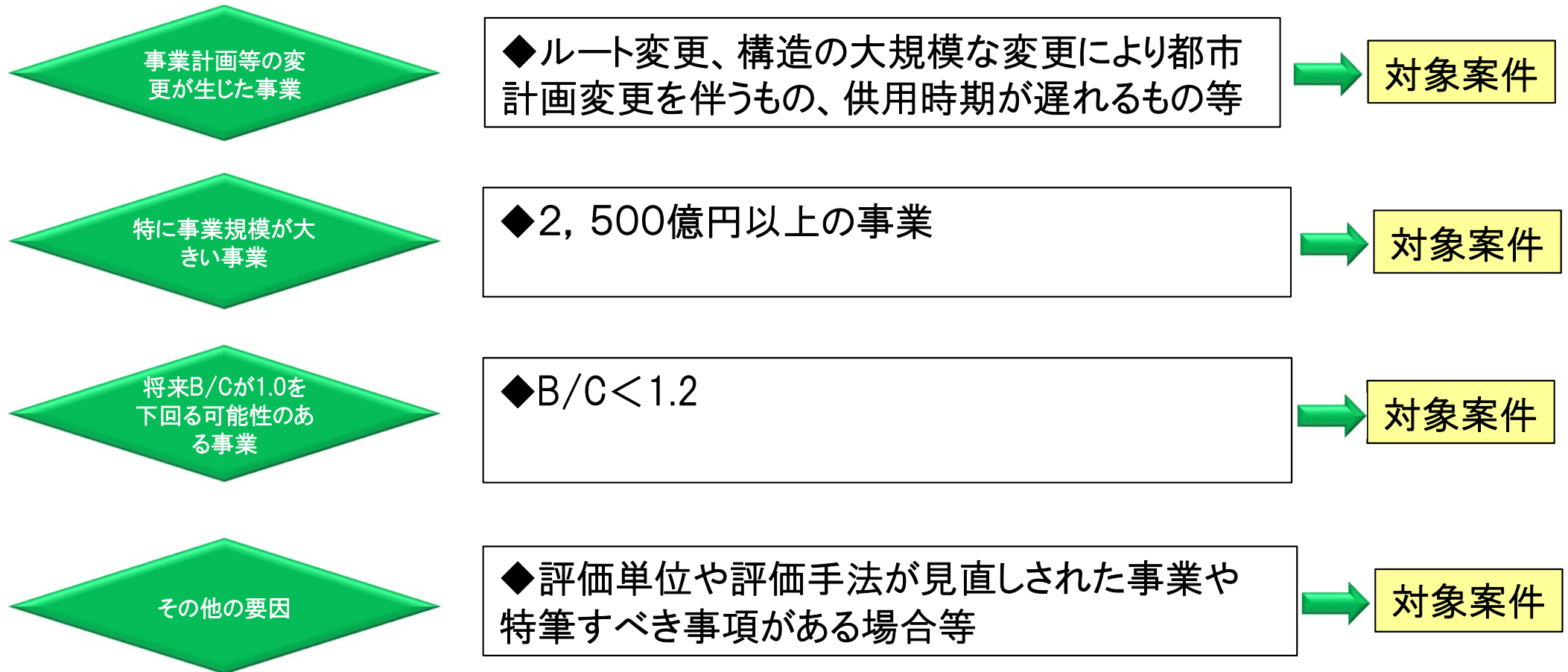
第7条 本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は委員会の審議で決定する。

東日本高速道路株式会社事業評価監視委員会の重点的かつ効率的な会議運営に資することを目的に、対象事業を「重点」「一般」に分け、審議を実施。

選定基準に該当する項目がある案件を「重点」審議案件として選定し、重点的に議論を行い対策方針(案)を決定するものとする。

選定基準に該当する項目がない案件については「一般」審議案件とし、対応方針(案)を決定するものとする。

「重点」審議案件の選定基準の考え方



原則として、上記選定基準に該当する項目がある場合には「重点」審議案件とするが、「一般」審議案件についても委員より「重点」審議案件として選定すべきとの提案があった案件については、「重点」審議案件とする。

平成30年度 事業再評価における「重点」審議案件選定表(案)

◆重点審議抽出(事業再評価)

種別	評価対象区間	事業計画等の変更が生じた事業	特に事業規模 が大きい事業 (億円)	将来B/Cが1.0を 下回る可能性が ある事業 上段:全体 〔下段:残事業〕	その他 要因	選定事業	備考
事業 再評価	関越自動車道 上越線 信濃町～上越JCT	○ (事業費の大幅 増)	2,259	1.2(1.18) 〔1.7〕		重点	